

〔諮問第 1 3 6 号〕

令和 5 年 2 月 6 日

「東京おこめクーポン事業」実施に伴う個人情報の
外部提供について

(実施機関)

台東区 長

東京都台東区個人情報保護条例（平成 5 年 3 月台東区条例第 2 号。以下「条例」という。）に基づき、以下の項目について下記のとおり東京都台東区情報公開及び個人情報保護制度運営審議会の意見を聴くものである。

(1) 個人情報の外部提供（条例第 1 6 条第 2 項第 3 号）

1 事業概要

(1) 目的

物価高騰の影響により、経済的な影響を受けやすい低所得世帯の生活支援のため、東京おこめクーポン事業（以下「本事業」という。）を実施する。

(2) 事業の実施主体

東京都

(3) 内容

国産の米及び野菜等の食品と引換え可能なクーポンを配付し、申込のあった世帯へ食品の配送を行う。

(4) 対象

以下①、②をともに満たした世帯（約 3 万 1 千 2 百世帯）

① 令和 4 年 9 月 3 0 日時点で区に住民登録がある世帯

② 世帯全員の令和 4 年度（令和 3 年 1 月から 1 2 月の所得）

の住民税均等割が非課税である世帯及び住民税均等割非課税世帯相当水準以下の収入になった世帯

(5) 区の役割

対象世帯の情報を都に提供するとともに、区民への制度周知を行う。

2 外部提供の目的・内容

(1) 目的

本事業の迅速かつ確実な実施により、住民税非課税世帯等の生活を支援する。

(2) 内容（諮問事項）

本事業の対象者は、区が実施する「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業」の支給対象世帯と同世帯である。

都は当該世帯の情報を保有していないことから、区が保有する対象世帯の個人情報を都へ提供するものである。

3 取り扱う個人情報の項目等

(1) 業務宛名番号（※1）

(2) 送付用世帯主の生年月日

(3) 送付用世帯主の性別

(4) 送付用世帯主氏名

(5) 送付用世帯主カナ氏名

(6) 送付用郵便番号

(7) 送付用住所

(8) 送付用住所方書

(9) 都による対象世帯の審査等に係る情報（※2）

※1 業務宛名番号とは

台東区の住民基本台帳システム等で保有している個人を識別するために付番している番号

※2 センシティブ情報（思想、信条、人種、犯罪歴、病歴など）は該当しない。

4 外部提供における個人情報の保護措置

(1) 情報提供の方法

行政機関専用の閉域網（LGWAN 回線（※3））を使用し、対象世帯の個人情報の提供を行う。具体的には、LGWAN ポータルサイトの機能を活用し、都と区のみが使用可能な領域にて個人情報の送受信を行う。（別紙1参照）。

※3 LGWAN 回線を利用した個人情報の提供について、平成16年1月5日付「答申第41号」により、本審議会の答申を得ている。

(2) 個人情報の取扱いに係る遵守事項

本事業実施にあたり、都が定めた取扱要領及び個人情報管理基準、都と区が取り交わす協定書等により、都は以下の事項の遵守が義務付けられる。

- ・ 秘密保持
- ・ 目的外利用の禁止
- ・ 第三者への提供の禁止
- ・ 複製の禁止
- ・ 閲覧者の制限、事故防止などの措置を講ずること
- ・ 事業終了後又は不要となった際の個人情報の返還又は消去
- ・ 受託者に都と同様の義務を負担させること
- ・ 紛失、漏えい等の事故発生時の区への報告

5 他区の状況

他区においても、本区と同様に都に個人情報の提供を行う予定である。

L G W A Nポータルサイトのイメージ

L G W A Nポータルサイトへアクセスするには、L G W A Nに接続された専用端末により、J - L I S（地方公共団体情報システム機構）で認証された自己署名証明書が必要。

※ L G W A Nとは地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高いセキュリティを維持した行政専用ネットワーク（インターネットから切り離された閉域ネットワーク）

